

会 務 月 報

第343号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第6回総務・財務委員会議事概要

日 時 平成23年8月23日（月）13:30～15:55

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 大内達史 副委員長 西村 武

委 員 鈴木勇人、佐々木宏幸、小西郁吉、井上精二

担当副会長 山田美光

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、前田、

松谷、赤士

欠席者 委 員 曾田賢治、高橋洋治

1. 議事に先立ち、鈴木委員より東日本大震災後の福島の状態報告及び福島会への支援のお礼の挨拶がなされた。

2. 議事

（1）平成23年度年次功労者の表彰者決定について

事務局より平成23年度年次功労者表彰者の決定について、資料1により次の趣旨の説明がなされた。

表彰規程により単位会推薦者36名が該当する。なお、各単位会からの推薦人数は原則1名で依頼しているが、大阪会からは理由書が提出され2名となっている。また、従来、表彰は全国大会で行っていたが、全国大会が東日本大震災により中止となったため、12月5日の第114回建築士事務所協会全国会長会議の際に行う。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

（2）平成23年度日事連建築賞の表彰者決定について

事務局より日事連建築賞受賞者の選定について、資料2により次の趣旨の説明がなされた。

一般建築部門51点、小規模建築部門69点の合計120点の建築作品が単位会へ応募され、単位会での第1次審査を経て、26単位会から一般建築部門20点、小規模建築部門26点の合計46点の応募がなされた。

選考委員会では現地審査を経て、8月2日の最終選考委員会で最終的に選考がなされた。国土交通大臣賞及び日事連会長賞はそれぞれ1作品を、また、優秀賞に一般建築部門から3作品、小規模建築部門から3作品を、奨励賞に一般建築部門から5作品、小規模建築部門から5作品を選定した。表彰は、年次功労者表彰と同様、12月5日の全国会長会議の際に行う。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

（3）日事連の新法人移行手続きの状況について

事務局より新法人移行手続きの状況について、資料3により次の趣旨の説明がなされた。

6月16日の全国会長会議で、新法人移行検討WGで作成した新定款案の中間報告を行い、7月15日までに意見を求めたが、意見提出はなく、7月29日に内閣府公益認定等委員会の窓口相談を行った。

定款案の内容については、大幅な変更を要する指摘事項はなかったが、部分的な指摘事項については修正を行い、確認のため修正後の定款案を内閣府公益認定等委員会に送付した。

日事連が平成24年4月1日の移行を目途にしていることについて、内閣府公益認定等委員会より、「平成23年8月の申請であれば平成24年4月移行の認可が見込めるが、平成23年12月の申請では間に合わないと思われる。平成23年度に申請して、平成24年4月移行の認可が間に合わない場合、例えば平成25年4月1日の移行認可等、認可時期は団体の意向によって調整が可能である」とのアドバイスを得た。

協議の結果、12月5日の全国会長会議の際に臨時総会を開催し、定款変更の議決を得て一般社団法人への移行申請を行い、仮に平成24年4月1日の移行に間に合わない場合は、期の途中で予算・決算の手続きをしないで済むよう、翌年の平成25年4月1日の移行認可という方向で検討するよう常任理事会に提案することとした。

(4) 単位会の公益法人制度改革への対応状況について

事務局より単位会の公益法人制度改革への対応状況について、資料4により次の趣旨の報告がなされた。

新法人移行検討ワーキンググループでは、単位会の新法人移行への取り組み状況を把握し、集計結果を単位会へ情報提供して移行作業の参考にしてもらうため、移行方針、定款変更時期及び移行申請時期についてアンケート調査を実施した。その結果、公益社団法人を目指している単位会が2会、一般社団法人を目指している単位会が44会であった。単位会へは、本日の委員会終了後直ちに情報提供する。

(5) 第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業特別委員会委員について

事務局より第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業特別委員会委員について、資料5により次の趣旨の説明がなされた。

平成24年度は日事連創立50周年に当たる。そのため、同年に開催する第36回建築士事務所全国大会は50周年記念事業と併せて平成24年10月5日又は12日に帝国ホテルで実施すること及びその準備のための特別委員会の設置について、平成23年3月の通常理事会で承認された。その後、会場の帝国ホテルと日程について折衝し、平成24年10月5日（金）実施で確定した。また、特別委員会等の委員構成については、資料4に記載のとおりとしたい。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(6) 福島大会中止に伴う全国大会経費の負担について

事務局より福島大会中止に伴う全国大会経費の負担について、資料6により次の趣旨の説明がなされた。

平成23年度の第36回建築士事務所全国大会（福島大会）については、東日本大震災の被害により既に理事会で中止を決定しているが、福島会がこれまで準備に要した全国大会経費のうち、主催者である日事連が負担すべき経費を全国大会運営特別委員会で検討した。

その検討結果は、主催者である日事連が原則として経費を

負担するが、以下の事項については、次のとおりの負担とすることとした。

①愛媛大会での福島会会員によるデモンストレーションに要した旅費は福島会で負担する。

②福島会の派遣職員給料は、業務の従事割合を勘案しその50%を日事連が負担する。

③平成23年度分については、一部を除き福島会で負担する。

以上の考え方にに基づき算出した日事連負担額は479万円となり、常任理事会及び9月の理事会で決定後、速やかに執行する。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(7) 平成24年度に向けた適合証明登録制度の見直しの検討状況について

事務局より平成24年度に向けた適合証明登録制度の見直しの検討状況について、資料7により次の趣旨の説明がなされた。

適合証明登録制度については昨年度に検討を行い、日事連及び単位会として当面登録業務を続けていく方針を決定しているが、平成24年度の登録業務の実施に向けて、日事連と住宅金融支援機構とで協議を行っているところである。今後、次の事項について住宅金融支援機構と更に検討を進めていくこととしたい。

①個別業務の適正化に向けた仕組みの導入

②登録講習・業務研修の充実

③登録機関による検査機能の強化

④不適正業務発生時における適合証明業務についてのセーフティネットの確立

⑤登録費用等の見直し

⑥登録機関としての日事連及び単位会の役割と責任の明確化
協議の結果、委員からは日事連及び単位会の責任は重い。

適正な業務がなされるよう対策を講じることは必要であるとの意見が出され、時間の制約もあるので総務・財務委員長等と相談しつつ、委員に意見を求め内容の検討等を行っていくことと

した。

(8) 平成24・25年度役員候補者の推薦手順と選任方法(案)について

事務局より平成24・25年度役員候補者の推薦手順と選任方法について、資料8(平成21年12月の全国会長会議での申し合わせ事項等の資料)により説明がなされた。

協議の結果、内容骨子は修正せず、平成24・25年度用として日付等の変更をし、次回委員会で修正した資料を確認することとした。

(9) 平成22年度年次功労者表彰表彰状の再交付について

宮城会会長より、東日本大震災の際に、標記表彰状が津波で流出されてしまった会員1名のために、表彰状再交付の依頼があった旨事務局より説明がなされ、異議なく再交付することとした。

次回委員会開催予定

平成23年11月14日(月) 13:30～16:00

(配付資料)

資料1:平成23年度年次功労者表彰者(案)

資料2:平成23年度日事連建築賞審査報告・受賞作品(案)

資料3:日事連の新法人移行手続きの状況について

資料4:単位会の公益法人制度改革への対応状況一覧表

資料5:第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業特別委員会委員について(案)

資料6:福島大会中止に伴う全国大会経費の負担について(案)

資料7:適合証明技術者等登録制度の見直しについて(案)

資料8:平成22・23年度の役員候補者の推薦手順と選任方法の申し合わせ事項

■平成23年8月常任理事会議事概要

日 時 平成23年8月26日(金) 13:30～15:45

会 場 日事連会議室

常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 15名

2011-10 日事連会務月報

出席者数 15名

出席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 外木場久雄、八島英孝、山田美光、野呂敏秋、
神崎貢、山下卓治

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 上野浩也、大内達史、田端 隆、富岡 学、
中野 満、西村 武

事 務 局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、吉田茂調査役

議事録署名人

三栖邦博会長、八島英孝副会長、大内達史常任理事

議事進行役

八島英孝副会長

議 事

(1)専決事項

1) 平成23年度日事連建築賞の表彰者決定の件

事務局より、資料1によって坂本一成日事連建築賞選考委員長の審査報告について次の趣旨の説明がなされた。

①本年度は、一般建築部門51点、小規模建築部門69点の合計120点の建築作品が単位会へ応募され、単位会での第1次審査を経て、26単位会から一般建築部門20点、小規模建築部門26点の合計46点の建築作品が日事連に応募された。②第2次審査では、一般建築部門9作品、小規模建築部門9作品を日事連建築賞候補として選定し、さらに討議・検討を行い、国土交通大臣賞、日事連会長賞及び優秀賞候補として一般建築部門5作品、小規模建築部門6作品について現地審査を行った。③現地審査は7月6日から8月2日にかけて行い、その結果を踏まえ8月2日の最終選考委員会で各委員の討議及び検討の結果、国土交通大臣賞1点、日事連会長賞1点及び優秀賞として一般建築部門3点、小規模建築部門3点、並びに優秀賞に準ずる

ものとして一般建築部門5点及び小規模建築部門5点を奨励賞とする選定を行った。なお、昨年度から、会員外でも第2次審査までに会員となることを条件に会員外からの応募を可能としたが、本年度は小規模建築部門の受賞作品9点のうち、3点がこれに該当した。

以上の説明の後、平成23年度日事連建築賞の表彰者決定について諮ったところ、異議なく資料1のとおり平成23年度日事連建築賞の表彰者を決定した。また、日事連建築賞の表彰は、全国大会が東日本大震災のため中止となったため12月5日開催の全国会長会議で行う。

2) 平成23年度年次功労者表彰者決定の件

事務局より、平成23年度年次功労者表彰候補者については表彰規程に該当する者が資料2のとおり単位会推薦36名となっており、これを事前に総務・財務委員会に諮った旨の説明がなされた。なお、単位会からの推薦人数は、原則1名となっているが、大阪会からは特別の事情(理由書添付)により2名となっている。また、表彰は日事連建築賞と同様に平成23年12月5日開催の全国会長会議で行う。

以上の説明の後、平成23年度年次功労者表彰者決定について諮ったところ、異議なく資料2のとおり決定した。

3) 第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業特別委員会委員の決定の件

事務局より、第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業特別委員会委員について資料3により次の趣旨の説明がなされた。

平成24年度は日事連創立50周年にあたることから、同年に開催する第36回建築士事務所全国大会は50周年記念事業と併せて平成24年10月5日(金)又は12日(金)に帝国ホテルで実施すること及びその準備のための特別委員会の設置については、平成23年3月の通常理事会で承認された。

開催日についてはその後、会場の帝国ホテルとの日程についての折衝で、平成24年10月5日(金)で会場が確保できたので当該日程で確定した。また、特別委員会等の委員構成につ

いては、次のとおりとしたい。

①50周年記念事業特別委員会の委員構成

委員長 三栖邦博日事連会長(東京会)

副委員長 山田美光日事連副会長(群馬会)

大内達史日事連常任理事(東京会)

委員 山下卓治日事連副会長(鳥取会)

宮原克平日事連理事(埼玉会)

荻原幸雄日事連理事(千葉会)

上原伸一日事連理事(神奈川会)

佐藤啓智(埼玉会)、高木憲一(千葉会)

宮原浩輔(東京会)、村田くるみ(東京会)

青木雅哉(東京会)、小林忠志(神奈川会)

②50周年記念事業特別委員会の下に2つのワーキンググループ(WG)を設置する。

・事業企画運営WG(記念誌以外のすべての企画、立案、運営等を行う。)

主査 大内達史

委員 三栖邦博、山下卓治、宮原克平、上原伸一、

佐藤啓智、高木憲一、宮原浩輔、小林忠志

・50周年記念誌WG(記念誌の企画、立案、編集、刊行等を行う。)

主査 山田美光

委員 荻原幸雄、村田くるみ、青木雅哉

③全体スケジュール予定

・第1回特別委員会開催日は平成23年10月上旬を予定し、50周年事業の企画・立案、行事形式、記念誌発行等のスケジュール検討、WGごとの作業内容及び日程調整を行う。

・第2回特別委員会開催日は平成23年11月上旬を予定し、事業計画の骨子、WGごとの作業内容の確認及び調整を行う予定。以降、状況を踏まえて適宜開催する。実施要項及び予算の原案作成は平成24年2月上旬を目途とし、その後、機関決定の手続きを進める。

④50周年事業特別委員会の設置期間は平成25年3月末までとする。

以上の説明の後、第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業特別委員会委員について諮ったところ、異議なく資料3のとおり決定した。

(2) 協議事項

1) 福島大会中止に伴う全国大会経費負担について

大内総務・財務委員長及び事務局より、全国大会運営特別委員会と総務・財務委員会で検討した福島大会中止に伴う全国大会経費負担について資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

平成23年度の第36回建築士事務所全国大会（福島大会）の実施については、主管会である福島会で全国大会実施に向けて各種行事への準備を鋭意進めてきた。平成23年度を迎える直前の3月11日に東日本大震災が発災し、特に岩手、宮城、福島の東北三県に未曾有の被害を及ぼした。これに伴い日事連では、全国大会の実施について福島会の意向確認を行った結果、3月26日に福島会より、福島県の被災状況等により実施は困難である旨の連絡を受けた。これを受け日事連では、平成23年3月29日の常任理事会において甚大な被害状況の事態に鑑み、福島大会の開催の中止を決定し、同日の全国会長会議で報告するとともに、平成23年6月2日の通常理事会であらためて福島大会の中止を承認した。

福島大会の中止に伴い、福島会がこれまで準備に要した全国大会経費のうち、主催者である日事連が負担すべき経費を算出するため、福島会へ全国大会の準備に要した経費資料の提出を依頼したところ、福島会より「全国大会（福島大会）支出明細書」（支出明細書）が提出された。この支出明細書をもとに日事連が負担すべき合理的な経費の考え方について検討を行った。その結果、全国大会経費の日事連経費負担の考え方としては、支出明細書のうち日事連が主催者として原則として必要な経費の支出は日事連が負担し、以下の事項については、次のとおりの経費負担としたい。

①愛媛大会で福島会会員によるデモンストレーションに要した旅費は福島会で負担する。

②派遣職員給料は業務の従事割合を勘案し、その50%を日事連が負担する。

③平成23年度分については、一部を除き福島会で負担する。

以上の考え方に基づき算出した日事連負担額は4,790,000円となり、該当金額を日事連負担額として支出したい。

今後の進め方として本日の常任理事会の議を経て、9月14日の通常理事会で決定し、その後速やかに執行する。

協議の結果、異議なく資料4の原案を了承し、9月通常理事会に提案することを決めた。

2) 「建築士定期講習」の平成24年度からの受講料見直しに係る今後の方針について

上野教育・情報委員長及び専務理事より、「建築士定期講習」の平成24年度からの受講料見直しについて資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

「建築士定期講習」は、民間登録講習機関の参入が相次ぎ、建築教育センターの講習（センター講習）と民間登録講習機関の講習との間で、受講料に大きな格差が生じ、受講者の確保や市場占有率の低下等が不安視され、受講者が講習（登録講習機関）を選択する際に、最も重要な判断指標となる受講料について、民間登録講習機関と競争し得る価格としていく必要があると考え、昨年12月には、建築教育センターより、「建築士定期講習」に係る受講料の見直し案について提案があったが、日事連と士会連合会において協議の結果、成案には至らず、平成23年度からの受講料見直しは見送られた。しかしながら、長期的観点から鑑みて受講料の見直しは必須との考えから、2月の常任理事会等で協議の結果、平成24年度からの受講料の見直しに向け、遅くとも平成23年12月までに具体的方針を決定することを目途に、見直しに伴う受講料減額分を関係三者（単位会、日事連、センター）が公平に負担することを前提に検討を進めていく基本方針とした。

受講料見直しの具体案については、基本方針を踏まえ、6月29日の教育・情報委員会において、先のセンター提案をもとに、受講料減額分の関係三者の負担割合を修正した見直し案（直接経費、間接経費とも20%削減）を作成し、8月2日に建築教育センター及び士会連との打合せで提示した。同打合せでは、建築教育センターより、本会の見直し案について、内部の関係

部署と協議の上、追ってその可否の判断を示す旨の回答があったほか、士会連合会からは、本会の見直し案がセンターに了承された場合には、その方向で単位士会の意思統一を図るべく、調整を行うこととしたい旨の回答がなされた。

その後、8月22日付で、建築教育センターより、会場費の実効的な削減が図られることを条件に、本会提案を基本的に了承する旨の回答があった。平成24年度からの受講料の見直しに向け、前提条件となる会場費の抑制策等の検討を進めるとともに、建築教育センター及び士会連との協議・調整（9月8日予定）を図っていくこととしたい。

協議の結果、会場費の抑制策については各単位会の事情があり解決しなければならない難しい問題があるが、9月8日の3者協議を踏まえて、資料5を9月通常理事会に状況報告することを決めた。

なお、上野教育・情報委員長よりこれまでに建築士定期講習を開催していない単位会もあるのでブロック協議会等を通じて開催を働きかけてほしい旨の発言があった。

3) 平成24年度に向けた適合証明登録制度の見直しの検討状況について

専務理事より、平成24年度に向けた適合証明登録制度の見直しの検討状況について資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

この適合証明登録制度の平成24年度以降の取組については、昨年度において検討を行い日事連及び単位会として当面維持し、続けていくことを方針として決定しているが、本年度は来年度の実施に向けての検討を住宅金融支援機構とも協議を行いながら進めているところであるが、次のような方針でさらに検討を進めていくこととしたい。

①中古住宅の適合証明業務における実績と現状の問題点

中古住宅適合証明書の発行状況（資金交付済）は、全体で平成22年度は15,098件と対前年度比139%となっており、今後中古住宅への需要の高まりは続く傾向にある。現在、適合証明書は、融資申し込み利用者の希望により適合証明技術者（適合証明登録建築士事務所）又は適合証明検査機

関が発行しているが、平成22年度の適合証明技術者が発行したシェアは、全体で76.1%を占め、しかも前年度より高まっている。一方、不適正事案も続発しており、平成22年から現在まで適合証明技術者に対して行った登録取り消し等の処分は、12件に及んでおり、制度の信頼の確保を図る必要がある。また、適合証明技術者の登録者数は平成12年度より減少の一途をたどっており、平成22年度の登録者数は約6,300人で、これに伴い運営財政が逼迫しており、これらの問題の解決が急がれる状況となっている。

②適合証明技術者等の登録制度の見直しの検討事項

前述の問題点を踏まえ、平成24年度の登録の実施にあたっては、不適正業務の再発防止、制度の信頼性の確保の観点から登録制度を次の方向で見直しの検討を行いたい。

②-1. 個別業務の適正化に向けた仕組みの導入

適合証明書に適合証明業務内容のチェックリスト、添付書類、検査箇所、方法及び検査結果を明示した報告書を添付させ、これを融資利用者、金融機関に開示する。これにより適合証明技術者自らがヒューマンエラーを防止する仕組みの検討をする。また、従来は紙の書式により適合証明書、物件概要書、適合証明業務に関する書類を記入、発行してきたが、これをウェブのサイト上で各適合証明技術者が入力作成し、作成した各書類を出力して使用する。入力段階で、記入漏れ等があった場合は各書類が出力できないシステムを構築し（支援機構が構築）、適合証明技術者自らのヒューマンエラーの防止とは別に機械で防止する仕組みを検討する。さらに金融機関窓口が書類の受理の際、適合証明技術者が作成した適合証明書及びチェックリスト、報告書等の添付書類について簡易な確認を行う仕組みを検討する。

②-2. 登録講習・業務研修の充実

- ・講習時間の充実（個別業務の適正化に向けた仕組みの導入に伴う、現地での検査方法や書類確認の方法の詳細等講習内容に見合う時間の見直しを検討する。）
- ・簡易な考査の実施

- ・中間時の研修の実施（業務能力の維持向上を図るため、登録の翌年度に業務研修を実施し、受講者氏名等をホームページ等に公開する。）

②－３．登録機関による検査機能の強化

適合証明業務実績のある適合証明技術者（適合証明登録事務所）には原則1年に1回の監査（業務調査）を実施することを検討する。（書面提出調査は必ず行う。実績の多い適合証明技術者・適合証明登録事務所には、立ち入り調査を行う。）

②－４．不適正業務発生時における適合証明業務についてのセーフティネットの確立を検討する。

- ・適合証明業務の完成業務保証の検討（不適正業務が発生した場合に再調査業務を実施する仕組みの検討）
- ・賠償責任保険等の創設の検討（不適正業務により、適合証明技術者（適合証明登録事務所）に賠償責任が発生した場合の賠償責任保険の創設の検討）

②－５．登録費用等の見直し検討

登録費用等の見直しにあたっては、登録機関・単位会の業務量に見合ったコストの見直しを前提に以下の検討を行う。

- ・講習受講料の見直し（講習時間の増大、簡易な考査の導入等による講習受講料の見直し）
- ・登録料の見直し（業務研修の導入、業務調査の充実などに伴う登録料の見直しの検討）

②－６．登録機関としての日事連及び単位会の役割と責任の明確化の検討

- ・日事連の役割の充実（業務調査、指導、勧告等不適正業務防止等制度の信頼性の確保に資する業務の充実の検討）
- ・単位会の活用強化（日事連と協力して業務調査、指導、勧告等不適正業務防止等制度の信頼性に資する単位会の役割と業務の検討）

③今後のスケジュール

以上の検討事項について、平成２４年の７月頃開始する適合証明技術者等の登録時に実施出来るよう、早急に住宅金融支援機構と検討協議を進める。住宅金融支援機構との協議の進め方

については、時間の制約もあることから、総務・財務委員長等と相談をしつつ、意見を求め検討内容の修正等を行う。

平成２４年度の登録制度の見直しに係る機関決定手続きは、総務・財務委員会の議を経て、１１月１６日の常任理事会で原案を決め、１２月５日の理事会で決定し、同日の全国会長会議に報告し、単位会の理解を得る。

登録制度の見直しの詳細は、その後、更に検討を進め、平成２４年度の事業計画案、予算案作成に反映させ、平成２４年３月に開催される総会の承認を得る。

これに関連して適合証明業務の報酬を決めることはできるかとの質問があった。これについては、それぞれの業務量によって業務依頼者と受託者との契約によって決められるものであり、業務報酬を一律的に決められる状況にない。

協議の結果、原案を了承し、資料６を９月通常理事会に状況報告することを決めた。

４）平成２４・２５年度役員候補者の推薦手順と選任方法（案）について

事務局より、事前に総務・財務委員会に諮った平成２４・２５年度役員候補者の推薦手順と選任方法（案）について、資料７によって次の趣旨の説明がなされた。

この資料は、平成２１年１２月１日に開催した全国会長会議申し合わせ事項の資料を基にして変更予定箇所（年月日等の変更）をアンダーラインで示したものである。平成２３年１２月５日に開催する全国会長会議で申し合わせ事項として決定し、平成２４・２５年度役員候補者の推薦手順と選任方法を進めていく予定である。現行の申し合わせ事項は、平成２０・２１年度役員候補者から定めたもので、今回で３回目の全国会長会議申し合わせ事項となるが、過去に特段の問題は生じていない。総務・財務委員会で検討したが、内容に関する修正等の意見は出なかった。なお、資料のなかで理事候補者の人数算出表は７月末の構成員数を基にした暫定版であり、実際には９月末の構成員数による数字に置き換わる。

協議の結果、原案を了承し、１１月の常任理事会で変更予定箇所（年月日等の変更）等を修正した資料を確認することとし

た。

5) 9月通常理事会の議題等について

9月通常理事会の議題等について資料8により協議がなされた。

協議の結果、原案どおり、資料8を9月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(3) 報告事項

1) 新法人移行手続きの状況について

事務局より、新法人移行手続きの状況について資料9によって次の趣旨の説明がなされた。

6月16日の全国会長会議で、新法人移行検討WGで作成した新定款案の中間報告を行い、7月15日までに意見を求めたが意見は提出されなかった。7月29日に内閣府公益認定等委員会の窓口相談を行った。定款案の内容については、大幅な内容変更に係る指摘事項はなかったが、部分的な指摘事項について修正を行い再度内閣府公益認定等委員会に送付した。

移行認可の時期について日事連が平成24年4月1日の移行を目途にしていることについて、内閣府公益認定等委員会より、「平成23年8月の申請であれば平成24年4月移行の認可が見込めるが、平成23年12月の申請では間に合わないと思われる。平成24年度から申請が増加していくと予想していたが、今年度は予想以上に申請が多く、更に、今年の秋頃にかけて申請件数が増加すると予想している。平成23年度に申請して、平成24年4月移行の認可が間に合わない場合、例えば団体の希望により、平成25年4月1日に登記ができるよう移行認可時期については団体の意向によって調整が可能である」とのことであった。この件について総務・財務委員会で検討した結果、12月5日の全国会長会議の開催時期に合わせて臨時総会を開催し、新定款の承認を得て一般社団法人の申請を行う方向で検討した方がよいとのことであった。

以上の報告について協議した結果、12月5日の全国会長会議の開催時期に合わせて臨時総会を開催し、新定款の承認を得て一般社団法人の申請を行う方向で進める。しかし、平成24年4月1日登記に間に合わず、期の途中で新法人に移行認可され

るような状況となった場合は、期の途中で決算をすることが必要となり、公認会計士の監査→監査会→総務・財務委員会→常任理事会→理事会→総会（事業年度終了後3ヶ月以内）の機関決定等の手続き及びそれに要する費用が通常より1回多く行うこととなり、このような状況は避ける必要がある。移行認可時期は団体の意向によって調整が可能であるとのことなので、移行認可の時期が平成24年4月1日登記に間に合わない場合は、翌年の平成25年4月1日の移行認可という方向で内閣府公益認定等委員会と調整することとし、9月通常理事会に状況報告及び提案することとした。

2) UIA2011東京大会における日事連・東京会共催イベントについて

専務理事より、UIA2011東京大会の早期登録は8月8日時点で2,100名程度（うち外国人参加者約600名）である。日事連・東京会共催イベントについては、8月18日に単位会へ参加申し込みの協力依頼をした。8月24日現在でのシンポジウムの申込は4名、建築士事務所訪問ツアーの参加申し込みは合計で34名（うち外国人参加者15名）となっているが、今後記者発表や単位会等への周知など参加者の確保に努めることとしている旨の報告が資料10によってなされた。

3) 建築関連団体「建築・まちづくり宣言」について

専務理事より、JIAより建築関連5団体で「建築・まちづくり宣言」をして社会にアピールしていこうという働きかけが8月にあり、資料11は「建築・まちづくり宣言」の起草案であり検討途中のものであるが、日事連もこの宣言に参加することを了承いただきたいことと、内容については会長に一任願いたい旨の報告が資料11によってなされた。

4) 会員・構成員異動報告

平成23年6月末日及び7月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料12の通り。

平成23年6月30日現在 正会員46団体、
構成員15, 144事務所、賛助会員4社

平成23年7月31日現在 正会員46団体、

構成員15, 143事務所、賛助会員4社

5) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局よりそれぞれ資料13、資料14により報告がなされた。

6) その他

大内総務・財務委員長（東京会会長）から、春の褒章で三栖会長が藍綬褒章を受章されたので、東京会が中心となって10月31日に祝賀会を行う旨の報告があった。

<配付資料>

資料1：平成23年度「日事連建築賞」審査報告

資料2：平成23年度年次功労者表彰者（案）

資料3：第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業特別委員会委員について（案）

資料4：福島大会中止に伴う全国大会経費の負担について（案）

資料5：「建築士定期講習」の平成24年度からの受講料見直しについて（案）

資料6：適合証明技術者等登録制度の見直しについて（案）

資料7：平成22・23年度の役員候補者の推薦手順と選任方法の申し合わせ事項

資料8：平成23年9月通常理事会開催通知

資料9：日事連の新法人移行手続きの状況について

資料10：UIA2011東京大会における日事連・東京会共催イベントについて

資料11：建築関連団体建築・まちづくり宣言起草案

資料12：会員・構成員異動報告書

資料13：後援、協賛名義使用の件

資料14：経過報告

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成23年

10月20日 50周年記念誌WG

東日本大震災対策本部会議

26日 業務・技術委員会

31日 広報・渉外委員会

11月 1日 建賠保険等調査専門委員会

4日 構造技術専門委員会

7日 五会会長会議

8日 会誌編集専門委員会

9日 指導運営委員会

10日 50周年事業企画WG

会員増強WG

11日 監査会

14日 総務・財務委員会

15日 新法制度検討WG

—— 日本建築士事務所政経研究会 会務報告 ——

■第4回日本建築士事務所政経研究会役員会議事概要

日 時 平成23年6月2日(木) 11:00～12:00

場 所 日事連会議室

出席者 ○印は出席者

会 長 ○外木場久雄(兵庫)

幹 事 長 ○八島 英孝(福岡)

会計責任者 ○野呂 敏秋(青森)

職務代行者 ○北野 芳男(日事連)

幹 事 西村 武(北海道)

○山田 美光(群馬)

○大内 達史(東京)

○神崎 貢(福井)

○田端 隆(三重)

○上野 浩也(京都)

○山下 卓治(鳥取)

○富岡 学(香川)

○中野 満(大分)

(特別出席) 日事連会長 ○三栖 邦博(日事政研相談役)

事 務 局 ○市川 貴之

議長

外木場会長

議事録署名人

外木場会長、神崎幹事

議事

(1) 単位会による政治団体の設立推進等について

冒頭、外木場会長より、「事業計画に盛り込んでいる単位会による政治団体の設立推進については、近年、ほとんど進んでおらず有名無実化している。日事連及び事務所協会の施策の実現に向けて重要となる政治団体の有用性等について改めて検討し、その設立推進を図っていく必要がある」旨の発言があり、続いて事務局から、資料

1及び資料2により、単位会による政治団体設立推進のメリット・デメリット等について説明が行われた。

委員の間からは、「政治団体への加入については、会員の同意を得ることが難しく、また、運営資金を集めることが非常に難しい」、「政治団体の場合は、個人からの寄附という形を取る必要があり、法人からの入金を受けられないため、問題が生じるケースも多い」、「原則として任意加入であり、会員に政治団体の趣旨を理解してもらえず、支持政党が異なる等の理由により入会を断られることが多い」、「まずは、単位会の役員の理解を得るためにも、各ブロックに出向いて説明と要請を行ってどうか」、「事務所協会の法定団体化に伴い、政治団体との間で代表者を分けることも検討する必要があるのではないか」等の意見が出された。

これらの意見を踏まえ、外木場会長より、「会員の方々に政治団体の必要性を理解していただくためには、何よりも、政治団体とは日事連及び事務所協会の施策を推進し、実現を図っていくための政治活動を行う組織であり、我々の生業の元になる話であることを十分に説明する必要がある。併せて、これまでにどのような活動・要望等を行ってきたかを取りまとめ、提示していくことが重要だと考える」旨の発言があった。

引き続き協議の結果、今後、各ブロック協議会の会長会議等の開催に併せ、日事政研役員と事務局が出向き、政治団体設立推進のための説明と要請を行い、単位会の理解と協力を求めていくこととした。また、これまでの日事政研等における活動の成果を取りまとめていく必要性についても、併せ確認した。

(2) 東日本大震災に伴う平成23年度寄付金及び政経フォーラム会費の対応等について

事務局から、資料3により、日事連における東日本大震災への対応方針を踏まえ、日事政研としても、特に被害が大きかった東北3会（岩手会、宮城会、福島会）に対し、平成23年度の寄付金及び政経フォーラム会費について、配慮を行うこととしたい旨の説明があった。

委員の間からは、「趣旨は十分に理解できるが、被害を受けているのは東北だけではなく、関東の一部の県においても被害が生じている。予め、関東甲信越ブロック協議会の了承を得ておく必要があるのではないか」、「ある程度、深刻な被害を被った地域に限定しなければ、配慮の対象が著しく拡大してしまう恐れが懸念される」等の意見が出された。

協議の結果、日事政研としては、東北3会（岩手会、宮城会、福島会）を対象に、平成23年度の寄付金及び政経フォーラム会費を要請しないこととし、来る7月1日に開催予定の関東甲信越ブロック協議会の場、外木場会長が出席し、予め、本支援策の実施について理解を求めることとした。

（3）日事連通常総会懇親会の国会議員関係招待者等について

事務局から、資料4により、来る6月16日に開催予定の日事連通常総会の懇親会について、これまでの国会議員の招待・出席状況とともに、今回の懇親会における対応方針を検討する必要がある旨の説明があった。

委員の間からは、「自民党建築設計議員連盟の幹部と民主党の関係議員の双方に声をかけるべきではないか」、「今年度は全国大会が中止となったため、こうした機会に関係議員にご出席いただくことは意義がある」、「国交省に対する手前からも議員を呼ぶことは意味があるのではないか」等の意見が出された。

これらの意見を踏まえ、協議の結果、自民党建築設計議員連盟の額賀福志郎会長、逢沢一郎幹事長、山本有二事務局長、及び民主党の前田武志参議院議員、辻恵衆議院議員、川内博史衆議院議員の各党3名ずつの計6名に招待状を出し、挨拶は、額

賀福志郎会長と前田武志参議院議員にそれぞれお願いすることを決定した。

（4）その他

事務局から、資料5により、平成23年1月から6月までの間の日事政研の活動状況等について報告が行われた。

（配布資料）

資料1：単位会による政治団体の設立のメリット等に関するポイント

資料2：単位会による政治団体の設置推進等について（案）

資料2－別紙1：単位会による政治団体設立状況

〃 別紙2：日事政研平成23年度事業計画

〃 別紙3：公益法人の活動と政治団体の峻別について（厚労省資料）

〃 別紙4：政治資金規正法の概略（総務省資料）

〃 別紙5：政治団体の設立・異動・解散等の手続きの根拠一覧（東京都選挙管理委員会資料）

〃 別紙6：政治資金規正法の罰則（同上）

資料3：東日本大震災に伴う平成23年度寄付金等の対応について

資料4：日事連通常総会の懇親会に係る国会議員関係招待者等について

資料5：日事政研活動経過報告（H23. 1～23. 6）

■9月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成23年9月1日～9月30日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	1,062	- 2	5,079	20.9	224		21.1
青 森	172		1,082	15.9	35		20.3
岩 手	254		1,186	21.4	60		23.6
宮 城	319	+ 2	2,402	13.3	59		18.5
秋 田	167		1,300	12.8	42		25.1
山 形	186		1,404	13.2	47		25.3
福 島	203	+ 3	1,826	11.1	49	+ 1	24.1
茨 城	501		2,480	20.2	140		27.9
栃 木	170	- 3	1,637	10.4	86		50.6
群 馬	182	+ 7	2,074	8.8	92		50.5
埼 玉	569		5,740	9.9	107		18.8
千 葉	430		4,055	10.6	97	+ 1	22.6
東 京	1,381	+ 20	17,128	8.1	373	+ 4	27.0
神奈川	778	- 1	6,846	11.4	148		19.0
新 潟	290		2,750	10.5	105		36.2
長 野	494	- 5	2,514	19.6	116		23.5
山 梨	112		944	11.9	13		11.6
富 山	306		1,404	21.8	56		18.3
石 川	264	- 1	1,427	18.5	52		19.7
福 井	264	- 2	1,104	23.9	58		22.0
静 岡	562		3,718	15.1	139		24.7
愛 知	589	+ 1	5,673	10.4	128	+ 1	21.7
三 重	180	- 1	1,519	11.8	62		34.4
滋 賀	192	- 2	1,306	14.7	36		18.8
京 都	270		2,446	11.0	82		30.4
大 阪	920		7,161	12.8	172	+ 1	18.7
兵 庫	503		4,074	12.3	120	+ 1	23.9
奈 良	114		998	11.4	20		17.5
和歌山	116		812	14.3	25		21.6
鳥 取	81		547	14.8	44		54.3
島 根	151		769	19.6	68		45.0
岡 山	450		1,717	26.2	59		13.1
広 島	369		2,690	13.7	116		31.4
山 口	110		1,339	8.2	35		31.8
徳 島	99		1,002	9.9	13		13.1
香 川	102		1,308	7.8	18		17.6
愛 媛	133		1,417	9.4	25		18.8
高 知	142		779	18.2	17	+ 1	12.0
福 岡	511	+ 1	4,236	12.1	133		26.0
佐 賀	171		682	25.1	29		17.0
長 崎	241		989	24.4	42		17.4
熊 本	227		1,527	14.9	82		36.1
大 分	197	+ 1	1,052	18.7	36		18.3
宮 崎	130		1,234	10.5	62		47.7
鹿児島	320		1,492	21.4	81		25.3
沖 縄	181		1,313	13.8	47		26.0
計	15,165	+ 18	116,182	13.1	3,650	+ 10	24.1

※建築士事務所登録数は平成23年3月末日現在の数字である。